

兵庫県公報

令和6年12月13日 金曜日 第575号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度一般曹候補生及び自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称（市町振興課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	14
公 告	
○ 入札公告（管財課）	14
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	17
○ 令和6年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	17
○ 入札公告（産業労働部総務課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	21
兵庫県内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	21
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	22
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	22

告 示

兵庫県告示第1089号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく令和6年度一般曹候補生及び自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 令和6年度第3四半期及び第4四半期一般曹候補生及び自衛官候補生試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
自衛官候補生	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和6年12月3日(火)から同月4日(水) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和6年12月8日(日)	令和6年11月5日 (火)から同月28日 (木)	1 受験者自宅等 2 陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1丁目1)又は陸上自衛隊姫路駐屯地(姫路市峰南町1-70)を受付時に指定	試験時に告知	採用予定 通知書により告知
	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和7年1月14日(火)から同月15日(水) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和7年1月18日(土)	令和6年11月29日 (金)から令和7年1月9日(木)			
	1 筆記試験及び適性検査 (WEB) 令和7年2月18日(火)から同月19日(水) (受験者の希望する1日) 2 口述試験及び身体検査 令和7年2月22日(土)	令和7年1月10日 (金)から同年2月13日(木)			

区分	試験期日	受付期間	試験場の位置及び名称	合格発表	採用時期
一般曹候補生	1 1次試験 ・筆記試験及び適性検査(WE B) ・令和6年12月7日(土)から同月9日(月)	令和6年10月1日(火)から同年11月28日(木)	1 受験者自宅等 2 2次試験 陸上自衛隊千僧駐屯地(伊丹市広畑1丁目1)	令和7年1月30日(木)	合格通知の送付により通知
	1 1次試験 ・筆記試験及び適性検査(WE B) ・令和7年1月16日(木)から同月18日(土)	令和6年12月1日(日)から令和7年1月9日(木)		令和7年2月28日(金)	
	2 2次試験 ・口述試験及び身体検査 ・令和7年1月12日(日)				
	2 2次試験 ・口述試験及び身体検査 ・令和7年2月8日(土)				

2 問合せ先

名称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グラントハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290

同 青野原分駐所	小野市桜台1番地（青野原駐屯地内）	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240（大手前ダイネンBLD1階）	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18（相生地方合同庁舎2階）	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原516-1（柏原法務総合庁舎2階）	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15（本岡ビル1階）	(0799) 24-2449



兵庫県告示第1090号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号 区域名		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総ト ン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
1	武庫川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の1	2月1日から 4月30日まで	-	-	定めなし	別記2の1
2	鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3	削除	削除	別記1の3	削除	削除	削除	削除	削除
4	福田川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の4	2月1日から 4月30日まで	-	-	定めなし	別記2の1
5	削除	削除	別記1の5	削除	削除	削除	削除	削除
6	明石川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の6	2月1日から 4月30日まで	-	-	定めなし	別記2の1
7	谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8	削除	削除	別記1の8	削除	削除	削除	削除	削除
9	瀬戸川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の9	2月1日から 4月30日まで	-	-	定めなし	別記2の1
10	喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11	別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12	削除	削除	別記1の12	削除	削除	削除	削除	削除

13	泊川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の13	2月1日から 4月30日まで	-	-	定めなし	別記2の1
14	加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15	加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16	堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17	大木曾水路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18	法華山谷川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19	鹿島川 (松村川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上
20	天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21	市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22	船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23	夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上
24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5
29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6
30	中村川	同上	別記1の30	同上	同上	同上	同上	別記2の1
31	汐入川	同上	別記1の31	同上	同上	同上	同上	同上
32	芋谷川	同上	別記1の32	同上	同上	同上	同上	同上
33	天和雨水 水路	同上	別記1の33	同上	同上	同上	同上	同上
34	夙川	同上	別記1の34	同上	同上	同上	同上	同上
35	芦屋川	同上	別記1の35	同上	同上	同上	同上	同上
36	新湊川	同上	別記1の36	同上	同上	同上	同上	同上
37	塩屋谷川	同上	別記1の37	同上	同上	同上	同上	同上
38	西汐入川	同上	別記1の38	同上	同上	同上	同上	同上
39	大津川	同上	別記1の39	同上	同上	同上	同上	同上
40	塩屋川	同上	別記1の40	同上	同上	同上	同上	同上
41	鳴瀬川	同上	別記1の41	同上	同上	同上	同上	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年1月6日から同年3月21日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年2月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和8年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件
1から28及び30から41までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

(3) 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26及び30から41までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

- 1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域
- 2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域
 - A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒）
 - B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒）
 - C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒）
 - D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒）
- 3 削除
- 4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域
- 5 削除
- 6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）
 - B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）
- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）
 - B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）
- 8 削除
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）
 - B 瀬戸川右岸護岸下流端（石積法面下端 北緯34度41分20.7秒、東経134度53分40.3秒）
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）
 - B 阿閑漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く。
 - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
 - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
 - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 削除
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4

- 秒)
- B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁^{きょうりょう}下流端までの区域
- A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
- B 泊川最下流の橋梁^{きょうりょう}の中心点を通る同橋梁^{きょうりょう}に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
- A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
- B 泊川最下流の橋梁^{きょうりょう}の中心点を通る同橋梁^{きょうりょう}に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
- A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒）
- B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒）
- C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒）
- B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒）
- C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角（北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒）
- B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒）
- B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
- 21 次の点A及びBを結んだ線から永世橋下流端までの区域
- A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒）
- B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒）
- B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁^{きょうりょう}下流端までの区域
- A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒）
- B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域
- A 姫路市網干区興浜地先掛保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒）
- B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒）
- C 網干川右岸の掛保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒）
- D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒）
- B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒）
- B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒）
- C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）
- 27 洲本市内の河川

- 28 淡路市内の河川
- 29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く。
- 30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒）
- B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東（Ⅱ）防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）
- 31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒）
- B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）
- 32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒）
- B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）
- 33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒）
- B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）
- 34 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 夙川左岸護岸下流端（北緯34度43分29.1秒、東経135度19分44.1秒）
- B 夙川右岸護岸下流端（石積法面下端）（北緯34度43分29.6秒、東経135度19分42.5秒）
- 35 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 芦屋川左岸河川敷（遊歩道）部下流端（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分18.5秒）
- B 芦屋川右岸導流堤突端南東角（北緯34度43分7.3秒、東経135度18分17.0秒）
- 36 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
- A 新湊川左岸護岸下流端（神戸市長田区荻藻通7丁目南西角 北緯34度39分0.5秒、東経135度9分18.0秒）
- B 新湊川河口右岸波除堤突端北東角（北緯34度39分0.9秒、東経135度9分16.8秒）
- C 新湊川河口右岸波除堤基部（北緯34度39分1.0秒、東経135度9分16.1秒）
- 37 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 塩屋谷川左岸導流堤突端南西角（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分57.3秒）
- B Aから正西（270度）の線と対岸（塩屋漁港東護岸）との交点（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分56.4秒）
- 38 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 西汐入川右岸護岸下流端（北緯34度46分43.0秒、東経134度36分31.5秒）
- B Aから70度の線と対岸の交点（北緯34度46分43.6秒、東経134度36分33.5秒）
- 39 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 大津川右岸河川護岸突端（北緯34度45分30.4秒、東経134度21分30.1秒）
- B Aから108度の線と対岸の交点（北緯34度45分29.8秒、東経134度21分32.3秒）
- 40 早稲田橋（赤穂市折方）下流端から上流の区域
- 41 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
- A 鳴瀬川右岸下流端（北緯34度44分20.4秒、東経134度20分22.7秒）
- B 鳴瀬川左岸下流端（北緯34度44分20.7秒、東経134度20分23.4秒）
- 別記2 漁業を営む者の資格
- 1 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
 - 2 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
 - 3 洲本市、淡路市及び南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権

の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

- 4 洲本市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

漁業従事者	
-------	--

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国うなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 10 三原川本支流においては発電機を使用してはならない。



兵庫県告示第1091号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 日立建機株式会社播州工場
 加古郡稲美町岡2680番地
 播州生産技術部 部長 岡崎 崇
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 日立建機株式会社播州工場
 加古郡稲美町岡2680番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
能 力	風量15,600m ³ /時		風量20,400m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 7時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.9～8.7	5.9～8.7	5.9～8.7	5.9～8.7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,080	1,440	1,080	1,440
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,260	2,700	1,260	2,700
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	711	18,000	711	18,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	38.7	61.2	38.7	61.2
	リン含有量 (単位 mg/L)	16.2	28.8	16.2	28.8
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	3.14	0	4.18	

備考 汚水等の一部は外部委託処理するとともに、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年12月13日から令和7年1月8日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び稲美町経済環境部生活環境課

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 1)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 2)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 3)	
0.06m ³ /分		0.08 m ³ /分		0.075 m ³ /分	
同 左		同 左		同 左	
着手後1週間		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2
288	288	684	684	540	540
144	144	342	342	270	270
560	560	1,330	1,330	1,050	1,050
22	22	14	14	14	14
6	6	13	13	11	11
0	0.08	0	0.19	0	0.15

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 4)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 5)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 6)	
0.75 m ³ /分		0.06 m ³ /分		0.03 m ³ /分	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2	5.7~8.2
720	720	540	540	720	720
360	360	270	270	360	360
1,400	1,400	1,050	1,050	1,400	1,400
26	26	35	35	26	26
14	14	11	11	14	14
0	0.2	0	0.15	0	0.2

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 7)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 8)	
0.08 m ³ /分		0.03 m ³ /分	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		8時～17時 4時間	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
5.7～8.2	5.7～8.2	5.8～8.6	5.8～8.6
500	500	140	140
1,548	1,548	2,300	2,300
6,020	6,020	12,000	12,000
35	35	44	44
60	60	830	830
0	0.86	2.4	7.2



兵庫県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年12月13日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年12月13日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	南あわじ市灘田実字森ガ鼻128番1から 同 市灘田実字森ガ鼻128番1まで	旧	13.0から 15.0まで	25.0	
		新	13.0から 55.0まで	25.0	



兵庫県告示第1093号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和6年12月25日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第5会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社 a r s
代表者氏名 朝見剛彦
事務所所在地 兵庫県伊丹市池尻6-269
免許番号 兵庫県知事（1）第300624号
免許年月日 令和5年6月16日

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 調達内容
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用するガス 予定数量397,969立方メートル/年
 - (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
 - (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4947

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課 担当 織田
電話（078）341-7711 内線72126

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）及び入札書の提出期間

- (1) 入札参加申込書の提出期間等

令和6年12月16日（月）から令和7年1月9日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年1月31日（金）午前10時から

場所 兵庫県総務部職員局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年1月30日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月29日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年1月9日(木)午後5時までに提出すること。

また、前記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 397,969m³/1 year

- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2025 through March 31, 2026
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:
17:00 January 30, 2025 by direct delivery
17:00 January 30, 2025 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Orita, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 Ext. 72126



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 多田石油	加古川市平岡町一色102	令和6年11月1日



令和6年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、令和6年11月27日に次の者を表彰した。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名及び住所
 - 浦上文男 姫路市
 - 北田三和子 神戸市東灘区
 - 杉本香織 姫路市
 - 章尚美 神戸市長田区
 - 中井潔 相生市
 - 平野泰健 神戸市須磨区
 - 宮脇啓子 加古川市
 - 村上史恵 宝塚市
 - 山本義人 赤穂市
 - 吉田道生 神戸市兵庫区

- 2 功績内容
 - 永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 調達内容
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか13施設で使用する電気予定数量3,881,270キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和7年5月1日(木)から令和8年4月30日(木)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4947

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話(078)341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月10日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部総務課 担当 三好(みよし)

電話(078)341-7711 内線3612

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和6年12月14日(土)から令和7年1月10日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和7年1月30日(木) 午前10時から

場所 兵庫県産業労働部総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和7年1月29日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年1月27日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和7年1月10日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,881,270kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From May 1, 2025 through April 30, 2026

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 29, 2025 by direct delivery

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Miyoshi, General Affairs Division, Industry, Employment & International Affairs Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加西中野複合商業施設

所在地 加西市中野町字宮ノ前1番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
--------	-----------------	------

株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西 豊彦
----------	------------------	-------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) 加西中野複合商業施設

イ 変更後

加西中野複合商業施設

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 外1者	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ 外1者	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

4 変更年月日

令和6年11月11日ほか

5 届出年月日

令和6年11月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月14日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年12月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東本荘三丁目114番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町江井島1388番地

久商株式会社 代表取締役 藤本 孝

3 許可年月日及び許可番号

令和6年9月3日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-13号（6播磨）

兵庫県内水面漁場管理委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和6年11月26日に次のとおり指示した。

令和6年12月13日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近藤 敬三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に

においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和7年1月1日から同年12月31日まで

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年12月13日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 森 澄 実

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」定期検査及び一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日
令和6年11月11日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
80,740,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年10月11日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第298号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月13日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和7年3月15日（土）午前9時から午後5時まで

- (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検要件
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
令和7年1月7日（火）から同年3月3日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
 - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚
 - (4) 申請方法
 - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
 - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
 - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。
- 7 検定申請書の配布
検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。
- 8 手数料
手数料は、14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。
なお、納付後の手数料は、返還しない。
- 9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424